

令和8年壮瞥町議会第3回臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年5月8日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和8年5月20日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 固定資産評価員の選任について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
- (7) 土地の取得について
- (8) 令和8年度一般会計補正予算（第1号）について
- (9) 令和7年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和 8 年壮瞥町議会第 3 回臨時会会議録

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 2 0 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 2 0 号ないし議案第 2 7 号及び報告第 2 号について

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	柴 田 暦 章 君
会計管理者兼	
	谷田部 剛 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	蛭 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	武 岡 忍 君
建 設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 8 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 佐藤 忖君 6 番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 20 号ないし議案第 27 号及び報告第 2 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 20 号ないし議案第 27 号及び報告第 2 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 8 年第 3 回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第 20 号から議案第 27 号までの 8 件、報告第 2 号の 1 件、合計 9 件であります。

この提出議件のうち人事案件についてご説明いたします。議案第 20 号 固定資産評価員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

本件については、地方税法第 404 条第 1 項の規定により町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、令和 8 年 3 月 31 日まで評価員を務めていた税務会計課長の石塚季男氏に代わり、その後任として 4 月 1 日付で異動した税務会計課長の谷田部剛氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事案件の提案理由説明であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 収君） そのほかの提出議件の内容につきましてご説明いたします。

2 ページになります。議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3 ページの専決処分書になります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和 8 年 3 月 31 日となります。

本件につきましては、令和 8 年度税制改正に基づき、令和 8 年 3 月 31 日付で地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、壮瞥町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

その改正の内容になりますが、4 ページになります。第 18 条の 3 の納税証明事項及び第 19 条の納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定になりますが、こちらは令和 8 年 3 月 31 日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止となるため、軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税に改正するとともに、条項を整理するものであります。

第 32 条は、所得割の課税標準の規定ですが、特定大口株主配当等の特定配当につきましては総合課税が義務づけられ、支払い時の住民税徴収の対象外とされておりましたが、法改正に伴い支払い時に住民税を徴収する仕組みと引き続き総合課税を維持するための規定を整理するものであります。

第 33 条の 7 は、寄附金税額控除の規定ですが、ふるさと納税の特例控除額につきましては所得割額の 2 割が上限とされておりましたが、法改正に伴い定額上限として 193 万円が規定されるとともに、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い規定を整理するものであります。

第 35 条の 2 の町民税の申告、第 35 条の 3 の 2 の個人の町民税に係る給与所得者の

扶養親族等申告書及び第 35 条の 3 の 3 の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い条項等を整理するものであります。

続いて、5 ページ、一番下の行になりますが、第 58 条は固定資産税の免税点の規定ですが、固定資産税等が課税されない課税標準額について、家屋については 20 万円を 30 万円に、償却資産につきましては 150 万円を 180 万円に引き上げるものであります。

第 75 条、第 76 条、第 76 条の 3 から第 76 条の 8、第 77 条、第 78 条、第 80 条及び第 82 条から第 86 条につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、条の削除及び条項を整理するものであります。

次に、附則の改正についてであります。附則第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定ですが、法改正に伴い令和 9 年度までとされていた適用期間を延長するものであります。

附則第 7 条の 3 の 2 は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、法改正に伴い適用期間を 5 年間延長するものであります。

附則第 7 条の 4 は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定ですが、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法附則の改正並びに特定暗号資産に係る課税の特例の創設に伴い整理するものであります。

附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 は、法附則第 5 条の 4 の削除に伴い整理するものであります。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定になりますが、法改正に伴い適用期間を 3 年間延長するものであります。

附則第 9 条の 2 は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い整理するものであります。

附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定ですが、法改正に伴う条項ずれを整理するとともに、第 26 項として改修特別特定建築物のバリアフリー化に対する固定資産税等の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を追加するものであります。

附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、法改正に伴う条項ずれ等を整理するものであります。

附則第 15 条の 2 から附則第 15 条の 6 につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い削除するものであります。

附則第 16 条は、軽自動車税の税率の特例の規定ですが、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち、自動車排出ガス基準を満たしたものの特例期間を 2 年間延長するものであります。

附則第 16 条の 2 は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定ですが、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い整理するものであります。

附則第 16 条の 3 の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第 16 条の 4 の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例及び附則第 17 条の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定につきましては、法附則第 5 条の 4 の削除に伴い整理するものであります。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、法改正に伴い適用期間を 3 年間延長するものであります。

附則第 18 条の短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例及び附則第 19 条の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定につきましては、法附則第 5 条の 4 の削除に伴い整理するものであります。

附則第 19 条の 3 は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、法改正に伴い追加するものであります。

附則第 20 条の先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第 20 条の 2 の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び附則第 20 条の 3 の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定につきましては、法附則第 5 条の 4 の削除に伴い整理するものであります。

次に、改正条例の附則第 1 条では、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、同条第 1 号では第 35 条の 3 の 2 及び第 35 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定については令和 9 年 1 月 1 日に施行することとし、第 2 号では第 58 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定については令和 9 年 4 月 1 日に施行することとし、第 3 号では第 33 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに附則第 2 条第 4 項の規定につきましては令和 10 年 1 月 1 日に施行することとし、第 4 号では附則第 7 条の 4 の改正規定（第 3 号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 2 条第 3 項及び第 5 項の規定につきましては、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日に施行することとしております。

12 ページの附則第 2 条では町民税に関する経過措置について、13 ページの附則第

3 条では固定資産税に関する経過措置について、附則第 4 条では軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定しております。

14 ページの附則第 5 条では、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正として、平成 26 年条例第 11 号の附則第 5 条中「の種別割」を削ることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

16 ページの専決処分書になります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 9,042 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 3 億 342 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 8,700 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条、地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和 8 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。34 ページになります。議会費、議会費、議会費で 92 万 6,000 円の減額となります。議会一般になりますが、定例会及び臨時会等の会議録作成に係る筆耕翻訳料で 58 万 8,000 円、議場録音設備等更新工事で 33 万 8,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 296 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、役場庁舎等維持管理経費の光熱水費で 100 万円、役場庁舎照明器具 LED 化改修工事で 95 万円、公用車運行管理経費の自動車購入費で 71 万 2,000 円、職員研修事業の特別旅費で 30 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

防災諸費で 91 万円の減額となります。防災諸費一般経費になりますが、消耗品費で 61 万 1,000 円、コミュニティ FM 放送局事業負担金で 29 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

財産管理費で 350 万円の減額となります。その内訳になりますが、公共施設管理事業（指定管理者施設）の修繕料で 50 万円、手数料で 40 万円をそれぞれ減額し、財産

管理事業一般経費の光熱水費で 20 万円、修繕料で 60 万円、手数料で 150 万円、火災保険料で 50 万円をそれぞれ減額し、街路灯運営事業補助金で 20 万円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

財政費、財政管理費については、簡易郵便局事務取扱手数料の補正に伴い、財源を整理するものであります。

町有住宅管理費につきましては、地方債の確定に伴い財源を整理するものであります。

財政調整基金費で 3,791 万 5,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、一般財源の調整になります。

地域振興基金費で 1,429 万 9,000 円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部から観光振興事業に対する指定寄附金 250 万円、匿名希望者から滝之町地区道路環境整備事業及び役場庁舎周辺施設整備事業に対する指定寄附金 600 万円、国道 453 号支障物件移設工事費の確定に伴い移設補償費の充当残 579 万 9,000 円をそれぞれ積み立てるものであります。

徴税费、賦課徴收费で 33 万円の減額となります。収納管理事務、課税事務、納税奨励事業の納税通知書等の印刷製本費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 24 万 8,000 円の減額となります。住基ネット統合端末アップデート作業委託料になりますが、予定していた外部委託から担当職員による対応に変更したため減額するものであります。

企画費、企画費で 1 億 6,464 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域公共交通対策事業の生活バス運行維持費補助金で 149 万 6,000 円、地域情報通信基盤整備事業の蟠溪地区 I R U ケーブル移設工事で 24 万 8,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。行政情報システム運用管理事業の財務会計システム更新委託料では実績により 450 万円の減額、行政システムの標準化移行の延伸等によりガバメントクラウド回線利用料で 550 万円、西いぶり広域連合負担金（電算）で 1 億 4,000 万円をそれぞれ減額するものであります。ふるさと納税事業の会計年度任用職員報酬で 13 万 5,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 2 万 2,000 円、社会保険料で 5 万 1,000 円、ふるさと納税特産品で 81 万 3,000 円、普通旅費で 1 万 4,000 円、印刷製本費で 3 万円、通信運搬費で 42 万 5,000 円、手数料で 83 万 4,000 円、法定健康診断委託料で 2,000 円、ソフトウェア使用料で 9 万 3,000 円をそれぞれ減額し、消耗品費で 1 万 2,000 円、食糧費で 1 万 8,000 円、広告料で 16 万 7,000 円、駐車料で 2,000 円をそれぞれ追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。定住促進・まちづくり推進事業では、地域プロジェクトマネジャーの採用に至らなかったことに伴い、会計年度任用職員報酬で 320 万 8,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 62 万円、社会保険料で 72 万 1,000 円

をそれぞれ減額するとともに、壮瞥町企業立地促進条例に基づく雇用助成金では実績により執行残 90 万円を減額するものであります。地域おこし協力隊事業では、新規隊員の採用が遅れたことに伴い、会計年度任用職員報酬で 180 万 5,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 30 万 7,000 円、社会保険料で 45 万円、費用弁償で 16 万円、普通旅費で 29 万円、高速道路使用料で 15 万円、住宅借り上げ料で 57 万 4,000 円をそれぞれ減額するとともに、地域おこし協力隊町内事業者派遣委託料では、採用に至らなかったことに伴い 150 万円を減額するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 62 万円の減額となります。その内訳になりますが、胆振線代替バス運行維持費補助事業の消耗品費で 4,000 円、修繕料で 2 万 2,000 円、代替バス運行維持費補助金で 3 万 9,000 円、通学定期補助事業の通学定期補助金で 55 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

ふるさと応援基金費で 780 万 5,000 円の減額となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の確定に伴い整理するものであります。

企業版ふるさと納税基金費で 200 万円の追加となります。企業版ふるさと納税基金積立金になりますが、2 法人から各 100 万円の提供があった企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てるものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 567 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、町営温泉施設等利用料負担金で 43 万円、福祉灯油購入助成事業の福祉灯油購入助成費で 54 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。国民健康保険特別会計繰出金で 33 万 4,000 円、介護保険特別会計繰出金で 437 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の補正に伴い整理するものであります。

母子福祉費で 30 万円の減額となります。ひとり親家庭等医療費助成事業のひとり親家庭等医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

子ども医療費で 90 万円の減額となります。子ども医療費助成事業の子ども医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で 220 万円の減額となります。重度心身障害者医療費助成事業の重度心身障害者医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

障害者自立支援費で 460 万円の減額となります。その内訳になりますが、障害者自立支援給付等事業の障害者補装具給付費扶助費で 80 万円、介護給付・訓練等給付費扶助費で 350 万円、障害者自立支援医療給付事業の障害者自立支援医療扶助費（更生医療）で 30 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 1,537 万円の減額となります。その内訳になります

が、児童手当事業の児童手当合計で 1,306 万円、結婚新生活支援事業の結婚新生活支援補助金で 100 万円、出産・子育て応援給付金事業の出産・子育て応援ギフトで 65 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。西いぶり広域連合負担金（電算）で 66 万円の減額となりますが、実施予定のシステム改修が事業者の人手不足等により実施できなかったため整理するものであります。

児童措置費で 3,523 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、保育及び子育て環境整備事業の会計年度任用職員報酬で 450 万円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 59 万 1,000 円、社会保険料で 180 万円をそれぞれ減額するもので、年度途中からの任用や当初予定していた人数を任用できなかったことにより整理するものであります。子どもセンター空調設備整備工事で 2,800 万円の減額となりますが、当初予定していた天井埋め込み式エアコンが施設の構造上設置できないことが判明し、壁つけのエアコンに変更したため減額するものであります。そうべつ児童クラブ運営事業の会計年度任用職員報酬で 34 万 8,000 円を減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、国庫補助金の確定に伴い財源を整理するものであります。

予防費で 674 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、各種がん検診事業経費の各種がん検診委託料で 62 万 2,000 円、各種予防接種事業経費の予防接種委託料で 300 万円、乳幼児・母子の保健事業経費の妊産婦等健診委託料で 56 万円、不妊治療費助成金で 58 万円、特定健康診査・特定保健指導事業経費の保健事業報酬で 42 万 5,000 円、費用弁償で 49 万円、生活習慣病検診血液検査委託料で 107 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

環境衛生費で 30 万円の減額となります。火葬場及び墓地管理の火葬場利用負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

温泉管理費で 125 万 4,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、光熱水費で 90 万円、修繕料で 35 万 4,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

診療所費で 113 万円の減額となります。診療所運営事業になりますが、久保内診療所運営経費の消耗品費で 19 万円、燃料費で 35 万円、修繕料で 9 万円、医薬材料費で 27 万円、診療業務委託料で 23 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 1,100 万円の減額となります。じんかい処理管理の西いぶり広域連合負担金（廃棄物）になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

し尿処理費で 50 万円の減額となります。し尿処理管理の伊達市し尿等処理事務委託負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 271 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、一般農政事業のりんごまつり補助金で 30 万円、持続的農業経営推進事業補助金で 30 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。環境保全型農業直接支援対策事業の環境保全型農業直接支払交付金で 31 万 3,000 円を減額するもので、取組面積の減少により整理するものであります。情報通信環境整備対策事業のスマート農業機械等導入支援事業補助金で 180 万円を減額するもので、実績がないため整理するものであります。

農地費で 557 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、農地一般事業の修繕料で 41 万 1,000 円、手数料で 36 万 8,000 円、国道 453 号支障物件移設工事で 278 万 2,000 円、上立香地区農業用排水路しゅんせつ工事で 21 万 7,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。多面的機能支払い事業の多面的機能支払交付金で 179 万 3,000 円を減額するもので、活動組織の減少により整理するものであります。

林業費、林業振興費で 596 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、有害鳥獣関係の有害鳥獣駆除協力謝金で 56 万 8,000 円の減額、資源循環林・水土保持林整備事業の修繕料で 4 万 7,000 円、下刈り推進事業補助金で 9 万 8,000 円をそれぞれ減額し、野ネズミ駆除空中散布事業補助金で 7,000 円の追加、豊かな森づくり推進事業の豊かな森づくり推進事業補助金で 47 万 6,000 円、林務一般の会計年度任用職員報酬で 291 万 7,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 56 万円、社会保険料で 64 万 1,000 円、費用弁償で 15 万 5,000 円、法定健康診断委託料で 2 万円、森林整備担い手対策推進事業負担金で 4,000 円、森林環境譲与税関係の庁用器具費で 4 万 5,000 円、地域おこし協力隊事業（林業振興）の各種起業セミナー等負担金で 43 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

林道維持費で 50 万円の減額となります。林道維持補修経費の砂利碎石になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

森林環境譲与税基金費で 38 万 7,000 円の減額となります。森林環境譲与税基金積立金になりますが、森林環境譲与税交付額の確定に伴い整理するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 131 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、商工振興一般の新商品開発調査研究・販路開拓支援補助金で 115 万 6,000 円、中小企業振興対策（中小企業振興資金）の住宅等リフォーム支援事業補助金で 16 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

観光費で 1,155 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、観光振興一般の壮瞥町アニメ推し観光ブランド創出事業委託料で 40 万 1,000 円、特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の壮瞥町観光協会事業補助金で 215 万 9,000 円、そうべつ情報館運営事業の光熱水費で 177 万 3,000 円、そうべつ情報館機能拡充工事で 305

万 3,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものがあります。地域おこし協力隊事業（観光）では、新規隊員の採用が遅れたことに伴い、会計年度任用職員報酬で 239 万 8,000 円、会計年度任用職員期末、勤勉手当で 30 万 6,000 円、社会保険料で 52 万 7,000 円、普通旅費で 34 万 9,000 円、住宅借り上げ料で 59 万円をそれぞれ減額するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 1,184 万 5,000 円の減額となります。道路橋梁維持経費になりますが、消耗品費で 205 万円、光熱水費で 92 万 1,000 円、除雪機械運転委託料で 32 万 7,000 円、除排雪業務委託料で 394 万 3,000 円、砂まき業務委託料で 67 万 2,000 円、道路清掃及び草刈り業務委託料で 30 万 5,000 円、町道火山観測所線ロードヒーティング自動制御器更新工事で 36 万 8,000 円、砂利砕石等で 325 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものがあります。

道路新設改良費で 104 万 5,000 円の減額となります。道路新設改良費の町道道路改良舗装工事になりますが、町道滝之町中島 1 号線及び町道山手線の道路整備事業の実績により執行残を整理するものであります。

河川費、河川総務費につきましては、地方債の確定に伴い財源を整理するものであります。

住宅費、住宅建設費で 1,541 万 9,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業になりますが、新規公営住宅及び地域優良住宅整備委託料で 1,391 万 4,000 円、ほくと団地屋上防水改修・外壁塗装工事で 150 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

消防費、消防費、消防費につきましては、地方債の確定に伴い財源を整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 549 万円の減額となります。その内訳になりますが、事務局事業の会計年度任用職員報酬で 260 万円、G I G A スクール推進事業の修繕料で 30 万円、壮瞥中学校アクセスポイント移設工事で 110 万円、学校給食運営事業の学校給食事業委託料で 110 万円、学校給食保護者負担軽減負担金で 39 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

小学校費、学校管理費で 322 万円の減額となります。その内訳になりますが、小学校運営事業の社会保険料で 40 万円、光熱水費で 200 万円、スクールバス運行事業のスクールバス運転業務委託料で 82 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

教育振興費で 120 万円の減額となります。小学校教育振興事業の要保護・準要保護児童援助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

中学校費、学校管理費で 80 万円の減額となります。中学校運営事業の燃料費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で 97 万円の減額となります。その内訳になりますが、高等学校運営事業の会計年度任用職員報酬で 50 万円、高等学校教育振興事業の通学費補助金で 47 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域農業科実習費につきましては、高等学校生産物売払い代の確定に伴い財源を整理するものであります。

国際交流費、国際交流費で 65 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、外国語教育推進事業の英語指導助手報酬で 31 万 9,000 円を減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入れ事業では、実績額の確定に伴い、災害避難バス運転手報酬で 4 万 9,000 円、講師謝礼で 3 万 9,000 円、普通旅費で 4 万 2,000 円、消耗品費で 4 万円、食糧費で 1 万 3,000 円、筆耕通訳料で 14 万円、高速道路使用料で 4 万 2,000 円、駐車料で 1 万円、自動車借り上げ料で 3 万 1,000 円をそれぞれ減額し、施設入場料で 7 万 2,000 円を追加するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 52 万 4,000 円の減額となります。社会体育推進事業のオロフレスキー場施設使用料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で 95 万 9,000 円の減額となります。災害復旧費の大川応急工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 187 万 8,000 円の減額となります。農林水産災害復旧費になりますが、修繕料で 87 万 8,000 円、手数料で 100 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

給与費、給与費、給与費で 939 万 4,000 円の減額となります。給与費になりますが、一般職給で 560 万円、扶養手当で 35 万円、住居手当で 57 万円、時間外勤務手当で 47 万 4,000 円、期末、勤勉手当で 60 万円、職員共済組合納付金で 80 万円、職員共済組合特別納付金で 40 万円、職員退職手当組合納付金で 60 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 906 万 4,000 円の減額となります。その内訳になりますが、物価高騰対策給付金事業（定額減税補足給付金）の時間外勤務手当で 10 万 6,000 円、消耗品費で 13 万 8,000 円、印刷製本費で 7 万円、通信運搬費で 4 万 8,000 円、口座振込手数料で 13 万 1,000 円、西いぶり広域連合負担金（電算）で 3 万円、定額減税補足給付金で 269 万円、物価高騰対策商品券配付事業の消耗品費で 1 万 7,000 円、通信運搬費で 27 万 9,000 円、物価高騰対策商品券追加配付事業の物価高騰対策商品券で 50 万円、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業の通信運搬費で 1 万 9,000 円、口座振込手数料で

7,000 円、農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 240 万円、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 262 万 9,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業の実績額を見込み整理するものであります。

続いて、歳入になります。28 ページに戻ります。歳入では、町税、町民税、個人で 1,155 万 7,000 円の追加となります。現年課税分になりますが、実績により整理するものであります。

法人で 1,280 万円の追加となります。現年課税分になりますが、実績により整理するものであります。

入湯税、入湯税で 400 万円の追加となります。現年課税分になりますが、実績により整理するものであります。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で 64 万 6,000 円の減額となりますが、実績により整理するものであります。

自動車重量譲与税、自動車重量譲与税で 95 万円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

森林環境譲与税、森林環境譲与税で 38 万 7,000 円の減額となりますが、実績により整理するものであります。

利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金で 37 万 5,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金で 36 万 7,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金で 117 万 4,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金で 41 万 4,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 641 万 4,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で 42 万 5,000 円の減額となりますが、実績により整理するものであります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,001 万 1,000 円の減額となります。特別交付税になりますが、令和 7 年度の交付額が 1 億 9,998 万 9,000 円で確定したため整理するものであります。

使用料及び手数料、使用料、農林水産使用料で 38 万 1,000 円の追加となります。温泉水使用料等になりますが、実績により整理するものであります。

土木使用料で 45 万 1,000 円の追加となります。住宅使用料になりますが、現年分で 56 万 9,000 円の減額、滞納分で 102 万円を追加するもので、入居者の退去及び収

入階層の変化等による減額や滞納者の納付による増額で、いずれも実績を見込んで整理するものであります。

手数料、教育手数料で 47 万円の減額となります。高校授業料になりますが、入館者の減少により整理するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 1,307 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、障害者自立支援給付費負担金の自立支援医療給付費負担金で 10 万円、介護給付・訓練等給付費負担金で 355 万円をそれぞれ減額、障害児施設給付費負担金で 98 万円の追加、児童手当負担金の合計 1,093 万 1,000 円の減額、児童福祉費負担金の教育保育給付費負担金で 52 万 3,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 1 億 5,426 万 4,000 円の減額となります。その内訳になりますが、戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金で 409 万 2,000 円を実績により追加、企画費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で 170 万円を実績により減額、デジタル基盤改革支援補助金で行政システムの標準化移行の延伸等により 1 億 5,665 万 6,000 円を減額するものであります。

民生費補助金で 863 万 3,000 円の減額となります。児童福祉費補助金になりますが、出産・子育て応援交付金で 57 万 8,000 円の減額、子ども・子育て支援交付金で支援交付金で 110 万 5,000 円の追加となりますが、いずれも実績により整理するものであります。子ども・子育て支援施設整備交付金で 916 万円の減額となりますが、子どもセンター空調設備整備工事の工事内容の変更に伴い減額するものであります。

商工費補助金で 618 万 2,000 円の追加となります。新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）になりますが、そうべつ情報館機能拡充工事等への交付金の確定に伴い整理するものであります。

土木費補助金で 411 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金で 986 万 4,000 円の減額になりますが、除雪事業に対する国費配分額が要望額を下回ったため整理するものであります。一方、道路局所管補助金で 1,500 万円の追加となりますが、今冬の大雪対策として除雪事業に対する追加配分があったため整理するものであります。住宅費補助金の社会資本整備総合交付金で 925 万 3,000 円の減額となりますが、実績により整理するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 321 万 3,000 円の減額となります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税補足給付金）になりますが、実績を見込み整理するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩いたします。再開は 11 時 10 分いたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 引き続き説明させていただきます。

31 ページになります。委託金、総務費委託金で 30 万円の追加となります。総務管理費委託金の中長期在留者住居地届等事務費委託金になりますが、実績により整理するものであります。

民生費委託金で 29 万 5,000 円の追加となります。社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金になりますが、実績により整理するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 112 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、障害者自立支援給付費負担金の自立支援医療給付費負担金で 7 万 4,000 円、介護給付・訓練等給付費負担金で 177 万 5,000 円をそれぞれ減額し、児童福祉負担金の教育保育給付費負担金で 72 万 4,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

道補助金、総務費補助金で 14 万 3,000 円の減額となります。給与費補助金の電源立地地域対策交付金になりますが、実績により整理するものであります。

民生費補助金で 877 万 4,000 円の減額となります。児童福祉費補助金になりますが、地域少子化対策重点推進交付金で 50 万円の減額、多子世帯の保育料負担軽減事業補助金で 88 万 6,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。子ども・子育て支援施設整備交付金で 916 万円の減額となりますが、子どもセンター空調設備整備工事の工事内容の変更に伴い減額するものであります。

衛生費補助金で 80 万円の追加となります。保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金になりますが、実績により整理するものであります。

農林水産業費補助金で 140 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、農業費補助金の北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金で 23 万 5,000 円、地域づくり総合交付金で 9,000 円、多面的機能支払交付金で 134 万 4,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。林業費補助金の豊かな森づくり推進事業補助金で 29 万 6,000 円を実績により減額し、鹿集中捕獲支援事業補助金として東湖畔林道の除雪経費に対する補助金 48 万 2,000 円を追加するものであります。

商工費補助金で 20 万円の減額となりますが、地域づくり総合交付金の実績により整理するものであります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で 16 万円の追加となります。その内訳になりますが、高等学校生産物売払い代では各種販売実習の売上低迷に伴い 39 万円を減額し、その他不用品売払い代では壮警消防水槽車の売却代金として 55 万円を追加するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 47 万 5,000 円の追加となります。その内訳になり

ますが、ふるさと応援寄附金では実績により 1,002 万 5,000 円を減額、企業版ふるさと納税寄附金では 2 法人から各 100 万円の計 200 万円、匿名希望者からの滝之町地区道路環境整備事業に対する指定寄附金で 300 万円、同じく役場庁舎周辺施設整備事業に対する指定寄附金で 300 万円、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部からの観光振興事業に対する指定寄附金で 250 万円をそれぞれ追加するものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 6 万 5,000 円の減額となりますが、胆振線代替バス運行維持費補助事業費の確定により整理するものであります。

地域振興基金繰入金で 102 万 8,000 円の減額となりますが、蟠渓地区 I R U ケーブル移設工事費及び地熱エネルギー維持管理経費の確定により整理するものであります。

農林漁業振興基金繰入金で 180 万円の減額となりますが、スマート農業機械等導入支援事業補助金の確定により整理するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で 145 万 7,000 円の減額となりますが、充当事業費の確定により整理するものであります。

公共施設等整備基金繰入金で 88 万 4,000 円の減額となりますが、役場庁舎照明器具 L E D 化改修工事費の確定により整理するものであります。

財政調整基金繰入金で 9,860 万 3,000 円の減額となります。一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で 33 万 4,000 円の減額となりますが、寄附者が指定した各事業に充当するものであり、充当事業費の確定により整理するものであります。

諸収入、雑入、診療収入で 65 万 5,000 円の減額となります。久保内診療所の外来診療収入になりますが、実績により整理するものであります。

雑入で 829 万 7,000 円の追加となります。その内訳になりますが、伊達信用金庫電気料で 34 万 2,000 円、簡易郵便局事務取扱手数料で 15 万円、保健・介護一体的実施推進事業補助金で 352 万 2,000 円、国道 453 号支障物件移設補償費で 286 万 3,000 円、その他雑入で 120 万円、蟠渓地区 I R U ケーブル移設補償費で 22 万円をそれぞれ追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

町債、町債、総務債で 160 万円の減額となります。その内訳になりますが、総務管理債の公用電動車導入事業で 90 万円、コミュニティ FM 放送局事業で 30 万円をそれぞれ減額し、街路灯運営事業で 30 万円を追加、町有住宅整備債の定住促進住宅整備事業で 10 万円の減額、企画債の通学定期補助事業（胆振線代替バス）で 60 万円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

民生債で 750 万円の減額となります。その内訳になりますが、社会福祉債の町営温泉施設等利用料負担事業で 130 万円の追加、児童福祉債の子どもセンター空調設備改修事業で 880 万円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

農林水産業債で 30 万円の減額となります。農業債の上立香地区農業用排水路緊急しゅんせつ推進事業になりますが、実績により整理するものであります。

商工債で 1,150 万円の減額となります。住宅等リフォーム支援事業で 20 万円、オロフレスキー場リフトモーター長寿命化事業で 10 万円、そうべつ情報館機能拡充事業で 1,120 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

土木債で 930 万円の減額となります。その内訳になりますが、道路橋梁債の町道火山観測所線ロードヒーティング自動制御器更新事業で 30 万円、町道滝の町中島 1 号線道路整備事業で 10 万円、町道山手線道路整備事業で 110 万円、公営住宅建設事業債で 500 万円、河川債の大川災害防止対策事業で 280 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

消防債で 420 万円の減額となります。消防施設整備債になりますが、西胆振地域消防指令センター整備事業で 30 万円、災害対応型ドローン購入事業で 10 万円、小型動力ポンプ付水槽車購入事業で 380 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

教育債で 270 万円の減額となります。その内訳になりますが、学校教育施設等整備債の壮瞥中学校アクセスポイント移設事業では、事業費の減少等により起債を取りやめ 220 万円の減額、高等学校債の壮瞥高等学校通学費助成事業では、実績により 50 万円を減額するものであります。

なお、45 ページ以降にあります給与費明細書につきましては後ほどご照覧ください。

また、17 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

21 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正では、追加で総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）で 173 万 6,000 円を計上するものであります。

変更では、物価高騰対策商品券追加配付事業の金額 4,839 万 8,000 円を 71 万 5,000 円に変更するものであります。

廃止では、物価高対応子育て応援手当支給事業になりますが、物価高対応子育て応援手当（扶助費）につきましては、令和 7 年度補助金交付決定額に達しており、未支給の 3 人分につきましては令和 8 年度予算で措置するため、廃止するものであります。

続いて、22 ページの第 3 表、地方債補正では、変更で公用電動車導入事業、限度額 450 万円を 360 万円、コミュニティ FM 放送局事業、限度額 430 万円を 400 万円に、街路灯運営事業、限度額 330 万円を 360 万円に、定住促進住宅整備事業、限度額 1,790 万円を 1,780 万円に、通学定期補助事業、限度額 470 万円を 410 万円に、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 590 万円を 720 万円に、子どもセンター空調設備改修事業、限度額 1,490 万円を 610 万円に、上立香地区農業用排水路緊急しゅんせつ推進事

業、限度額 520 万円を 490 万円に、住宅等リフォーム支援事業、限度額 260 万円を 240 万円に、オロフレスキー場リフトモーター長寿命化事業、限度額 460 万円を 450 万円に、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額 7,880 万円を 6,760 万円に、町道火山観測所線ロードヒーティング自動制御器更新事業、限度額 280 万円を 250 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 3,410 万円を 3,400 万円に、町道山手線道路整備事業、限度額 3,750 万円を 3,640 万円に、公営住宅建設事業、限度額 2,790 万円を 2,290 万円に、大川災害防止対策事業、限度額 5,600 万円を 5,320 万円に、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額 8,660 万円を 8,630 万円に、災害対応型ドローン購入事業、限度額 30 万円を 20 万円に、小型動力ポンプ付水槽車購入事業、限度額 6,410 万円を 6,030 万円に、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 160 万円を 110 万円にそれぞれ変更するものであります。廃止では、壮瞥中学校アクセスポイント移設事業になりますが、設計等の大幅な変更による事業費の減少等により廃止するものであります。

続いて、議案集 49 ページになります。議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

50 ページの専決処分書になります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 7 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 9,290 万 9,000 円から歳入歳出それぞれ 8,653 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 637 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 8 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。56 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 110 万円の減額となります。パーソナルコンピューター保守委託料になりますが、国保市町村標準システムのガバメントクラウドへの移行に伴う使用端末の切替え作業について外部委託を取りやめたため、減額するものであります。

連合会負担金で 98 万 6,000 円の減額となります。北海道国民健康保険団体連合会負担金になりますが、国庫支出金及び道支出金の確定に伴い整理するものであります。

徴税費、賦課徴収費につきましては、道支出金の確定に伴い財源を整理するもので

あります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 6,110 万円の減額となります。療養給付費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

一般被保険者療養費で 75 万 7,000 円の減額となります。療養費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 1,828 万 4,000 円の減額となります。高額療養費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

出産育児諸費、出産育児一時金で 50 万円の減額となります。実績により執行残を整理するものであります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で 182 万 5,000 円の減額となりますが、納付金額の確定に伴い整理するものであります。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分で 200 万 8,000 円の減額となりますが、納付金額の確定に伴い整理するものであります。

介護納付金分、介護納付金分で 102 万 2,000 円の減額となりますが、納付金額の確定に伴い整理するものであります。

保健事業費、保健事業費、特定健康診査等事業費につきましては、道支出金の確定に伴い財源を整理するものであります。

健康管理事業費で 47 万 4,000 円の減額となります。各種がん検診助成金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

国保ヘルスアップ事業費につきましては、道支出金の確定に伴い財源を整理するものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 152 万 1,000 円の追加となります。国民健康保険事業基金積立金になります。

続いて、55 ページの歳入になります。国庫支出金、国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金で 129 万 2,000 円の減額となります。実績により整理するものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 8,521 万円の減額となります。普通交付金の保険給付費等交付金（普通交付金）で 8,064 万 1,000 円の減額、特別交付金の保険者努力支援分で 74 万 4,000 円の減額、特別調整交付金分で 188 万 8,000 円の追加、道繰入金（2 号分）で 572 万 3,000 円の減額、特定健康診査等負担金で 1 万円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 33 万 4,000 円の減額となります。出産育児一時金の減額に伴い整理するものであります。

諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金で 30 万 1,000 円の追加となります。保険税延滞金になりますが、実績により整理するものであります。

なお、51 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、58 ページになります。議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

59 ページの専決処分書になります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 6,046 万円に歳入歳出それぞれ 32 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,078 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 8 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。63 ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で 32 万 4,000 円の追加となります。保険料等負担金になりますが、実績により整理するものであります。

歳入では、保険料、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料で 32 万 4,000 円の追加となります。実績により整理するものであります。

なお、60 ページにあります第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、64 ページになります。議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

65 ページの専決処分書になります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 5,538 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 3,500 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,038 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 8 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。70 ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で 3,500 万円の減額となります。介護サービス利用者が当初見込みより減少したため整理するものであります。

69 ページの歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 700 万円、国庫補助金、調整交付金で 980 万円、支払い基金交付金、支払い基金交付金、介護給付費交付金で 945 万円、道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 437 万 5,000 円、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 437 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも介護給付費の減額により整理するものであります。

なお、66 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、71 ページになります。議案第 26 号 土地の取得について。

ほくと団地整備に係る事業用地として、下記の土地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求める。

1 の所在地及び面積等につきましては、壮瞥町字滝之町 330 番 1 のうち、地目、田、5,606.33 平方メートル、字滝之町 376 番 5 のうち、地目、用悪水路、381.80 平方メートル、字滝之町 376 番 8 のうち、地目、田、1,926.72 平方メートルの合計 7,914.85 平方メートルになります。

2 の取得予定価格及び 3 の契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりであります。

本件の土地の取得につきましては、建部改良住宅建て替えに伴うほくと団地整備に係る事業用地の取得になりますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条（取得予定価格 1,000 万円以上かつ 5,000 平方メートル以上の土地）に該当するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、73 ページになります。議案第 27 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 2,000 万円に歳入歳出それぞれ 1,237 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 3,237 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。77 ページになります。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 1,070 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費の機械

器具費等になりますが、ゆーあいの家の泉源ポンプが故障停止し、緊急時用に保管していたポンプと交換したため、今後の緊急時に備え交換用ポンプを購入する経費として 990 万円、ゆーあいの家の泉源揚湯管 2 本のねじ部が破損したため、揚湯管を新規購入する経費として 80 万円をそれぞれ計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 37 万 5,000 円の追加となります。新規就農支援対策事業の農業次世代人材投資事業補助金になりますが、国の新規就農者育成総合対策において、令和 8 年度から新規就農者の経営開始資金の交付額が増額となったことから、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

林業費、林業振興費で 130 万円の追加となります。有害鳥獣関係の電気柵購入補助金になりますが、農業者に対して事業活用の意向調査を実施したところ、当初予算額を上回る活用希望があり、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 37 万 5,000 円の追加となります。農業次世代人材投資事業補助金になりますが、国の新規就農者経営会社資金の交付額見直しを踏まえ、計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、農林漁業振興基金繰入金で 130 万円の追加となります。有害鳥獣関係の電気柵購入補助金の増額補正に対応するため、計上するものであります。

財政調整基金繰入金で 1,070 万円の追加となります。一般財源の調整となります。

なお、74 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、78 ページになります。報告第 2 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

資本的支出、建設改良費、仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業で、翌年度繰越額 6,651 万 2,000 円になります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額になりますが、物流の滞留及び遅延により機器の納入時期の遅れが生じ、年度内に完成することができないことから、繰越額の範囲内で令和 8 年度に使用する支出経費として繰越しをしたものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 20 号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 3 のうち、議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 7 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 8 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 9 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 10 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 11 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 12 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 13 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 14 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 15 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 17 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 4 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 5 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 3 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 26 号 土地の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 議案説明でほくと団地整備に係る用地として議決を求める手続については理解しますし、条例にもそのように書かれております。そこで、今回この契約について 330 番の 1 の土地は地目が田で、示されたとおり 5,606.33 平方メートル、それから 376 番の 5 のうち、これはあまり聞き慣れない用悪水路、381.80 とあります。この用水路、用悪水路として議案の次のページに図面が描かれておりますけれども、この用悪水路は幅が何メートルなのかです、台帳上。

また、376 番 8 のうち地目が田で 1,926.72 平方メートルと示されておりますけれども、土地台帳では田であっても現地は畑でないかと思うのです。そういう面でこの取得予定価格、これは土地台帳の地目、田の金額で計算したもののか。

また、用悪水路については、このような基準単価というものがあるのかどうかです。

また、376 番の 8 の 1,926 平米に関するものについては、台帳は田であっても現存しているのは畑です。そういう面で、この契約金額を示された根拠はどれを基にして提案されたのか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前 11 時 57 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

まず 1 点目の用悪水路の幅についてでございますが、申し訳ありませんが、ちょっと今把握しておりません。ただ、面積につきましては 381.80 平方メートルということでございます。

あと、地目についてということでございますが、この用悪水路というのは農業用の用排水路がこれに当たるのですけれども、以前平成 18 年度に用水路の切替えを行っておりまして、今現在は畑となっております。残りの地目、330 番 1 と 376 番 8、こちらも地目上は田となっておりますが、これは 3 筆全て現況は畑というような状況になっております。

あと、取引の金額はどのように算定したかということでございますが、こちらの不動産評価鑑定によりまして鑑定士のほうで出しておりますが、宅地見込みというこ

とで近隣の取引事例等に基づいて算出しているものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） この金額の算定に至る経緯は理解できますけれども、そういう鑑定士にお願いしたということですね。そうしますと、今農家をやめて、そしてほかの人に移譲するような場合もありますよね。後継者がいなくて、その土地を新しく新規に携わる方に移譲する、そういうときの金額と今鑑定士が出した金額、やはり大体同じなのか、相違があるのか、どのように考えているか伺いたいと思いますけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

実際に田や畑をそのまま農家同士が民間の人が民間の人に幾らで売っているかということは把握はしておりません。その金額と今回の宅地見込みというのが金額違ってきていけば、そちらのほうも分からないのですけれども、実際には畑とかを畑のまままで使うのと、宅地等にするとということでは金額は変わってくるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 土地の取得については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 27 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、報告第 2 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計予算繰越計算書の報告についてを終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 8 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（午後 0 時 03 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員